

# 新型コロナウイルス感染症で影響を受けている人への支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困窮した場合などにご利用いただける制度があります。詳しくは各担当課にお問い合わせください。



## 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外)

☎ ネウボラ推進課子育て支援係 ☎ 573-5652

**新** 型コロナウイルス感染症の影響で家計に損害を受けたひとり親以外の世帯へ給付金を支給します。

**【対象者】** 児童（18歳年度末（障害児は20歳未満）までの子※令和3年4月～4年2月末生まれの新生児含む）の養育者※7月に給付を受けた人は対象外

**【給付要件】** ①令和3年度分住民税均等割非課税  
②家計急変により、①と同じ水準の人

**【給付額】** 児童1人当たり5万円

**【申請方法】** 8月2日⑧～令和4年2月28日⑧までにネウボラ推進課にお申し込みください。

**【必要書類】** 申請書、本人確認書類、通帳写し、収入見込額の申立書、住民票など



## 生活困窮者自立支援金

☎ 社会福祉課地域福祉係 ☎ 575-1264

**生** 活保護に準じる困窮世帯を支援するため、自立支援金を支給します。

**【対象者】** 全てに該当する世帯

①社会福祉協議会からの総合支援資金の再貸付を終了、または再貸付が不承認となった世帯  
②収入や資産について、国が定める基準以下の世帯  
③生活の自立に向けて、求職活動を行う世帯

**【給付額】** 単身世帯…月額6万円、2人世帯…月額8万円、3人以上世帯…月額10万円（3カ月間）

**【申請方法】** 8月31日⑨までに、社会福祉課にお申し込みください。

◆ **制度に関するお問い合わせ**

厚生労働省コールセンター ☎ 0120-46-8030



## 国民年金保険料の免除

☎ 国保年金課給付係 ☎ 575-1198

**新** 型コロナウイルス感染症の影響で所得が下がった場合、臨時特例措置として国民年金保険料免除および学生納付特例が申請できます。

**【対象者】** 下記のいずれの条件も満たす人

①新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した  
②所得が相当程度まで下がった

※失業の場合は、失業等による特例免除となります。  
※追納制度があります。

◆ **国民年金保険料免除**

**【対象期間】** 令和元年度（一部）と令和2年度・令和3年度の当年7月分～翌年6月分

**【必要書類】** 国民年金保険料免除・納付猶予申請書、所得の申立書（臨時特例用）

◆ **学生納付特例**

**【対象期間】** 令和元年度（一部）と令和2年度・令和3年度の当年4月分～翌年3月分

**【必要書類】** 国民年金保険料学生納付特例申請書、所得の申立書（臨時特例用）、学生証（写）または在学証明書（原本）

◆ **お問い合わせ** 東北福島年金事務所 ☎ 535-0141



## 国民健康保険税、介護保険料の減免

☎ 国保年金課賦課係 ☎ 575-1198  
☎ 高齢福祉課介護保険係 ☎ 575-1299

**新** 型コロナウイルス感染症の影響で一定の収入減がある世帯に対して、申請により国民健康保険税、および介護保険料を減免します。詳しくは各担当までお問い合わせください。

**【対象者】** 主たる生計維持者の事業収入など（事業・不動産・山林・給与）が前年収入と比較して30%以上減少した世帯